



## 気まぐれ通信 2022/08

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信は、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人ユウワット会計社

\*\*\*\*\*

### 濃厚接触者の自宅待機期間について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、感染者は言うまでもなく、濃厚接触者についても「一定期間、自宅や宿泊施設での待機」が求められます。しかしその一方で、感染者の治療等に関しては、通常の診療、看護等よりも大きなマンパワーが必要とされます。現在の「第7波の急激な感染拡大に伴って濃厚接触者で自宅待機を求められる者の爆発的な増大」が進む中で、「医療従事者が確保できず、医療提供体制に支障が出ている」場面が数多く生じています。

保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、7月22日付で厚生労働省は都道府県等に対し、従来の「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」を一部改正し、その待機期間を5日とし、かつ2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず3日目から解除を可能とし、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しないことを通知しました。

なお、(1)同一世帯内で感染者が発生した場合、(2)事業所等((3)及び(4)の施設を除く)で感染者が発生した場合、(3)ハイリスク施設で感染者が発生した場合、(4)保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合、(5)集団感染(クラスター)が発生した場合、に分けて整理されていることは従前のとおりです。(3)のハイリスク施設の場合にも2、3日目の陰性確認による解除は適用されますが、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問や感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策が求められます。

この事務連絡を踏まえて7月25日には事務連絡「医

療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(2021年8月13日付事務連絡の一部改正)を通知し、医療従事者については、①他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること、②コロナワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種から14日間経過した後(2回目接種から6か月以上経過していない場合には、「2回接種済で、2回目接種から14日間経過した後」でも可)に、コロナ感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること、③無症状であり、毎日、業務前に核酸検出検査(PCR検査)または抗原定量検査(やむを得ない場合は、抗原定性検査キット)により検査を行い陰性が確認されていること、④濃厚接触者である当該医療従事者の業務を所属の管理者が了解していること、を要件として、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとすることも可能であるとされています。

さらに医療従事者に対する対応を参考として、翌26日には「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」、「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」がそれぞれ改訂されました。それぞれ適用される施設等の種類や要件、注意事項等が定められていることから、該当する通知はご確認ください。

福祉・介護施設等は、事業継続のためには職員の確保が重要なため、待機期間の短縮はメリットが大きいです。しかし利用者には重症化リスクを抱える方も多いことから、十分な対策が必要です。

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://iuvet.jp>

監査法人ユウワット会計社

